

千葉市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年3月20日

千葉市監査委員	清 水 謙 司
同	宮 原 清 貴
同	川 合 隆 史
同	宇留間 又衛門

29千総業第313号  
平成30年3月15日

千葉市監査委員 清水謙司様  
同 宮原清貴様  
同 川合隆史様  
同 宇留間又衛門様

千葉市長 熊谷俊人

**包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）**

平成26年度及び平成27年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II - 5. 公益財団法人千葉市産業振興財団及び産業支援課に係る外部監査の結果

5. マネジメント及びガバナンスの仕組みの構築状況等について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置															
<p>① 会計区分の見直しについて【産業振興財団・産業支援課】（報告書 P172）</p> <p>産業振興財団では、定款第4条に記載の事業目的に応じて事業を区分した結果、事業が支援機能別に13会計（公益目的事業8区分、収益事業1区分、その他の事業3区分、法人会計）に細分化されて、日々の会計処理においてもこの会計区分に基づく処理を余儀なくされている。このように会計区分を細分化したことにより、一貫した事業の流れが分断され、一見会計区分に見えても、事業を横断した支援機能別に整理されているため、本来的に、会計区分としての体をなしていないものと考えられる。本来、事業ごとに補助金や指定管理料、業務委託料等の財源が受け取られるべきところ、支援機能別に会計区分が組まれているため、財源については、事業収入を該当する会計区分に直接充当し、会計区分を跨がる補助金、指定管理料及び会費収入については現実性のない按分処理が必要となっており、当初の会計区分の理念の正当性を強く疑う結果の上で日々の会計処理が進められていることは、経営上の効率性を妨げる特殊な状況であると考えられる。次の表は定款第4条に規定されている事業である。これは事業そのものではなく、事業横断的な支援機能に基づく区分と認識すべきものである。</p> <p>【定款第4条規定の事業及び会計区分】</p> <table border="1" data-bbox="193 1809 847 2078"> <thead> <tr> <th>定款第4条</th> <th>事業</th> <th>会計区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項第1号</td> <td>経営・技術支援に関する事業</td> <td>公1</td> </tr> <tr> <td>〃 第2号</td> <td>創業支援・交流促進に関する事業</td> <td>公2</td> </tr> <tr> <td>〃 第3号</td> <td>販路拡大に関する事業</td> <td>公3</td> </tr> <tr> <td>〃 第4号</td> <td>産業情報提供、人材育成、地</td> <td>公4</td> </tr> </tbody> </table>	定款第4条	事業	会計区分	第1項第1号	経営・技術支援に関する事業	公1	〃 第2号	創業支援・交流促進に関する事業	公2	〃 第3号	販路拡大に関する事業	公3	〃 第4号	産業情報提供、人材育成、地	公4	<p>平成27年11月11日に千葉県に変更認定申請を行い、千葉県公益認定等審議会の審査を経て、同年12月28日に認定の公示を受け、平成28年度から、6会計（公益目的事業2区分、収益事業1区分、その他の事業2区分、法人会計）とした。</p>
定款第4条	事業	会計区分														
第1項第1号	経営・技術支援に関する事業	公1														
〃 第2号	創業支援・交流促進に関する事業	公2														
〃 第3号	販路拡大に関する事業	公3														
〃 第4号	産業情報提供、人材育成、地	公4														

	域産業資源の発掘・調査及び 資金融資に関する事業	
〃 第5号	特許等取得支援に関する事業	他2
〃 第6号	産業振興施設の管理運営及 び会議室の貸与等に関する 事業	収1
〃 第7号	企業連合会等から受託する 事業	他1
〃 第8号	その他前条第1号の目的達成 するために必要な事業	-
第2項第1号	生活安定に関する事業	公5
〃 第2号	健康維持増進に関する事業	公6
〃 第3号	自己啓発・余暇活動に関する 事業	公7
〃 第4号	福祉情報提供・普及啓発に関 する事業	公8
〃 第5号	共済給付に関する事業	他3
〃 第6号	その他前条第2号の目的達成 するために必要な事業	-

第1項が産業振興事業であり、第2項が勤労者福祉事業である。

まず、産業振興事業を公益目的事業1～4の機能に区分し、公益目的事業の中にも含めるべきものと考えられる会議室の貸与（事業に付随的なもの）を収益事業として区分している（収1）。その他の事業も2つに区分しており、その必要性には疑問を抱かざるを得ない。

次に、勤労者福祉事業についても公益目的事業を4つに分け、その他の事業として共済給付事業を分けている。共済給付事業の区分の適正性については理解できるが、公5～8の区分の合理性について、見直しを検討することが必要である。

また、各会計区分に複雑に財源が充当されている。次の表は会計区分別の財源充当状況を示した表である。このように複雑に財源が会計区分上に充当されなければならないのは、支援機能別に設定している会計区分に従うためであり、その必要性和合理性に疑問を抱かざるを得ない。

【会計区分別の財源充当状況】

会計区分	財 源						
	補助金	指定管理料	利用料金	業務委託料	事業収益	入会金	会費
公1	○	○			●		
公2	○	○	●	●	●		
公3	○						
公4	○	○		●	●		
公5	△				▲		△
公6	△				▲		△
公7	△				▲		△
公8	△				▲		△
収1	○	○	●	●			
他1				●			
他2	○						
他3	△				▲	▲	△

○：産業振興事業の按分      ●：産業振興事業の直接充当  
 △：勤労者福祉事業の按分      ▲：勤労者福祉事業の直接充当

会計区分を支援機能別に設定した結果、会計処理の面では仕訳が複雑となり、会計システムへの入力ミス等の誤りが生じやすくなっており、修正のための事務作業が多く発生している。また、実際の業務の面でも、他の会計区分で実施されている事業を別の会計区分で実施しようとするのが、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項第2号の「公益目的事業の種類又は内容の変更」に該当し、その都度変更認定申請が必要となる等、事業運営上の効率性が阻害されている。

さらに、「相談→対応→課題解決」という一連の業務プロセスの中で相互に関連する事業であるにも拘らず、会計区分が異なることにより、財源を他の会計区分の事業で活用することができない状況が続いている。

このような弊害が生じていることをマネジメントは深く認識することが必要である。これらの原因は公益認定申請業務の初期段階において、会計区分を実際の事業運営や会計処理等の業務の効率性を考慮しないで支援機能別に区分してしまったことによるものであり、本来は、この項の「(1) 概要①経営方針について」で記載した事業の3区分を基本に会計区分を設定すべきものであったと考える。

上記の表（【会計区分別の財源充当状況】）でいえば、補助事業は、区分経理の必要性からも、i 商工費支弁補助事業、ii 労働費支弁補助事業の2つに大きく分かれるはずである。指定管理事業についても区分経理の必要性に応じて区分すればよく、支援機能別に4つに分ける必要はない。また、利用料金の列（2つ）があるが、収益事業として区分する必要があるとしたら、施設の設置

目的外に利用する場合及び利用者が利益を目的として会議室を利用する場合(入場料等を徴収し、物品を販売する場合等)だけが収益事業に区分されるべきで、その他については指定管理事業等の関連する公益目的事業に含めることができるものとする。

更に業務委託料に関する区分は 4 つに分かれているが、区分経理の必要性の単位で分けることが可能であるため、商工費及び千葉市以外からの業務委託料に係る会計区分としてまとめることができるものとする。また、事業収益の列(8つ)は、産業振興事業と勤労者福祉事業にまとめることが考えられるが、他3は、共済給付事業であれば、公益目的事業や収益事業に区分してまとめることは可能性が低いのではないかと考える。

以上をまとめると、現在 13 設定されている会計区分は5~6の会計区分にまとめることができ、そのまとめ方のルールも、支援機能別ではない真の会計区分にすべきである。その区分の考え方の要件を例示として掲げると次のとおりである。

- i 法に基づく事業は、その事業単位でまとめて会計区分とする。
- ii 一貫したPDCAサイクルを求められるべき事業単位で会計区分を取りまとめる。
- iii 補助事業や指定管理事業等、区分経理が求められる集合別に会計区分をまとめる。

したがって、上記のような会計区分にすることにより、日々の会計処理の効率性はもちろんのこと、事業単位での業績把握が可能となるため、効率的で効果的な事業評価ができる仕組みに早急に移行するよう検討されたい。

なお、このような変更は、定款の変更にかかわる極めて重要な変更を伴うため、千葉市及び行政庁(千葉県公益認定等審議会事務局)等関係機関との調整を十分に実施することが必要である。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

（5）財産管理（物品、被服等）について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 備品管理について【環境事業所】（報告書 P98）</p> <p>各環境事業所においては、各職員が持ち込んだ、備品台帳に記載のないテレビや洗濯機、乾燥機、トレーニング器具等の備品が散見された。これらの物品を環境事業所に備え置くなどする場合は、千葉市物品会計規則第23条の物品の贈与に準じて、物品取扱員等である所長補佐に通知し、物品の受入処理及び備品台帳への登載がなされるべきである。仮に備品台帳への登載の必要がないということであれば、物品管理の徹底のためにも消耗品出納簿への記載により管理する必要があるものと考えられる。</p> <p>逆に、花見川・稲毛環境事業所においては、台帳上では廃棄済みとなっている備品が実際にはまだ存在していたものもあった。</p> <p>中央・美浜環境事業所及び若葉・緑環境事業所においては、備品の保管場所が明示されておらず、管理している備品の使用状況（千葉市物品会計規則第29条）を適宜確認できる状況には必ずしもなかった。</p> <p>廃棄処理済の備品で現実に廃棄を行わない場合、簿外の備品が存在することとなるため、実際に廃棄することが確定した備品については確実に物品台帳上での適正な処理を実施された。また、中央・美浜環境事業所及び若葉・緑環境事業所において、今般、備品の保管場所が図面上で明示されたため、今後は定期的に現物確認を実施し、その記録を残すことを要望する。なお、各環境事業所において備品台帳に登載さ</p>	<p>各環境事業所においては、職員が持ちこんだ備品台帳に記載のないトレーニング器具等について、平成27年11月末までに、持ちこんだ職員に持ち帰らせた。また、備品台帳に記載のないテレビ、洗濯機、乾燥機等のうち、業務に必要な物品について、平成29年3月に中古家電の寄附申請を受け寄附物品現在高調書を作成し寄附物品とした。なお、法定耐用年数を経過しており、残存価額が2万円に満たないため、備品台帳への登載はせず、消耗品出納簿へ登載した。</p> <p>花見川・稲毛環境事業所においては、台帳上廃棄済みの備品で実際には存在していたものについては、平成27年度中に廃棄を行った。</p> <p>中央・美浜環境事業所及び若葉・緑環境事業所においては、平成27年9月に備品の保管場所を図面で明示しており、毎年6月と1月に、会計室より通知される備品明細一覧表をもとに現物確認を行っている。</p>

<p>れていない器具等について、外部監査での現場 往査の後、即座に整理するなど対応がなされた ことを確認した。</p>	
---	--



平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

2. し尿処理事業及び浄化槽指導事業について

2 - 1. 公共施設し尿収集運搬業務委託等について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①公共施設し尿収集運搬業務の委託金額と業務内容の妥当性について【収集業務課】（報告書P111）</p> <p>公共施設し尿収集運搬業務の委託金額について、委託業者が作成した見積書内訳には、運転手と補助作業員の2人分の人件費が積算されている。しかし、下記のとおり、事業効率化のために実際には1人で作業している事案が確認された。</p> <p>平成26年4月10日の委託業務にあたって、1人で作業していた担当者が実際には作業していないにもかかわらず作業完了の報告をした事案が1件あった。なお、同事案は、同日中に公共施設の担当者から報告を受けて、翌日に委託業者によって是正されている。</p> <p>見積書に記載のとおり乗車人数が2人であったならば、作業相互の監視によって虚偽の完了報告を防ぐことができた可能性が高い。これは、委託業者が業務の効率性を重視して、作業相互の監視による統制を軽視していたためと考えられる。</p> <p>し尿収集運搬業務を安定して運営するためには、市が作業担当者に対して適切に監督し、市の積算どおり2人体制により虚偽報告の防止や安全管理を徹底する必要がある。今後のし尿収集運搬業務の安定的な運営のために、委託業者や許可業者に対して作業現場における監督と是正の仕組みを構築するよう、適切に指導されたい。</p>	<p>公共施設し尿収集業務委託について、委託業者が2人体制で業務にあたっていることを確認するため、平成28年4月から、委託業者が市に提出する作業報告書に作業員氏名を記載するよう作業日報の様式を見直した。</p> <p>また、平成29年1月から、委託業者に対して、廃棄物処理法第19条による立ち入り検査（書類検査）を年1回実施するとともに、委託箇所の抜き打ちの現場検査を適宜行っている。</p>

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 2. 清掃工場におけるごみ焼却等業務について

3. 運営期間開始時に市が引き渡した消耗品等について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置												
<p>① 運営期間開始時の消耗品等について【廃棄物施設課、新港清掃工場及び北清掃工場】（報告書 P134）</p> <p>長期責任型運営維持管理業務の運営期間開始時において、市が委託業者に引渡した消耗品及び予備品について、新港清掃工場では、薬品に関する一覧表は作成されているが、その他消耗品及び予備品に関する一覧表は作成されていない。また、北清掃工場では、予備品に関する一覧表は作成されているが、薬品及びその他消耗品に関する一覧表は作成されていない。なお、一覧表の作成状況は、次の表のとおりである。</p> <p>【運営期間開始時における消耗品等の一覧表の作成状況】</p> <table border="1" data-bbox="193 1317 807 1592"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新港清掃工場</th> <th>北清掃工場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬品の一覧表</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>その他消耗品の一覧表</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>予備品の一覧表</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>北清掃工場では、薬品に関する一覧表が作成されていない理由として、運営開始時において数量として計上できる残量はなかったということである。しかし、平成26年度末（平成27年3月31日）現在、北清掃工場では次の表のような薬品を保有していることから、薬品が計上できる残量に達していなかった可能性は著しく低いと推測される。</p>	区分	新港清掃工場	北清掃工場	薬品の一覧表	有	無	その他消耗品の一覧表	無	無	予備品の一覧表	無	有	<p>北清掃工場では、委託業者と協議を行い、平成19年の運営期間開始時に市が引き渡した薬品の一覧表を平成28年5月に作成した。なお、その他消耗品については、運営期間開始時から予備品の一覧表に含んで記載している。</p> <p>また、薬品の残量が明記された各種薬品使用実績表及び予備品・消耗品リストについて、平成29年4月以降、毎月委託業者から市へ提出を受けている。</p> <p>新港清掃工場では、運営期間開始時のその他消耗品及び予備品は「なし」で引き継いでいることが、当時の記録から確認できているため、一覧表は作成していない。</p> <p>また、予備品消耗品報告書について、平成28年度以降、年度報告として委託業者から市へ提出を受けている。なお、薬品の残量が明記された工業薬品在庫管理表について、平成23年4月以降、毎月委託業者から市へ提出を受けている。</p>
区分	新港清掃工場	北清掃工場											
薬品の一覧表	有	無											
その他消耗品の一覧表	無	無											
予備品の一覧表	無	有											

【北清掃工場における薬品在庫量（平成27年3月31日現在）】

区分	薬品種類	薬品名称	棚卸量(kg)
1	消石灰		71,795
2	特殊反応助剤	KP-91	15,220
3	飛灰キレート	オリトールF-100	12,084
4	セメント		18,786
5	アンモニア水（25%）		9,810
6	塩酸（35%）		2,460
7	硫酸（75%）		4,889
8	苛性ソーダ（25%）		1,156
9	塩化第二鉄（38%）		2,263
10	液体キレート	エポブロックL-1	740
11	有・無機凝集剤	ファインフロックFA-350	10
12	固形塩素	ハイクロンLC	16.9
13	脱臭剤	ヌメロンラックFL-K	126
14	亜硫酸ソーダ		25
15	清缶剤	カルゲンL-327	140
16	脱酸剤	クリディライトH-606	370
17	脱酸剤	クリディライトH-506	60
18	機器冷却剤	タワークリンS-512	120

北清掃工場の技術提案書においては、運転管理業務の一環として運営期間中に各種薬品使用実績や消耗品台帳等を毎月提出することが明記されている。しかし、薬品については、各種薬品使用量及びごみ焼却量との関連実績については報告を受けているが、薬品の残量が明記された各種薬品実績表の報告を受けていない。特に薬品の管理については、劇物等に該当するものがあり、それらの管理を法的にも厳格に求められる対象である。

また、消耗品についても、消耗品台帳の報告を受けていない。

運営期間満了時において、運営期間開始時に市が引渡した消耗品及び予備品と同様の品目、数量を委託業者は市に引渡すものとされていることから、北清掃工場及び新港清掃工場においては、一覧表を適切に作成する等、委託業者との精算品目と数量を確認されたい。